

**令和 2 年度
兵庫県障害福祉審議会特別委員会
事例分析・課題検討
(障害者差別解消相談センター等の対応より)**

論点等提示資料

【障害者差別の事例分析】

- 事例 有償ボランティア団体において
合理的配慮の提供は必要か

令和 2 年 7 月

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

有償ボランティア団体において合理的配慮の提供は必要か

主な論点

- 民間事業者は努力義務とされている合理的配慮の提供について、有償ボランティアで組織されている団体については、努力義務と言えるのか。
- 相談業務に無人の時間帯が発生するリスクを回避する手段を取ることが、団体にとって、社会的障壁を除去するための過重な負担と言えるのか。

【事案の概要】

- 1 相談者のA氏は、有償ボランティアとして、日替わりで10～15時の電話相談センターで相談業務を行っており、スタッフを取りまとめる立場にある。
- 2 スタッフB氏は、認知症で障害者手帳を保持しており、時折、相談業務に遅刻する。B氏は、相談業務のベテランであり、スキルは非常に高い。
- 3 センターは、B氏に「当日の相談業務に無人の時間帯が発生するのは困る。時間が守れないのは、合理的配慮の対象ではないため、辞めてもらうしかない。」と言っているが、B氏は、相談業務を継続したいと強く思っている。A氏もB氏の相談スキルの高さから、継続してもらいたいと考えている。
- 4 現在A氏は、B氏の当番日前日には、メールで注意喚起をしているが、遅刻することがある。また、当番日には、A氏がB氏のフォローに付くなどしているが、A氏も無償でフォローを行うには限界がある。また、A氏は、組織において、個人がフォローすることは、前例をつくることになり適切ではないと認識している。
- 5 合理的配慮の提供を検討することなく、一方的に辞めてもらいたいと言うことは、障害者への不適切な対応ではないのか。

【考察のポイント】

- 1 合理的配慮の提供について、民間事業者は努力義務とされている。有償ボランティアで組織されている団体についても、合理的配慮の提供は努力義務と言えるのか。
- 2 相談業務に無人の時間帯が発生するリスクを回避する手段を取ることが、団体にとって、社会的障壁を除去するための過重な負担と言えるのか。